番号	意見の概要	意見に対する考え方	修正
1	<付表1>注文メッセージ等の「税区分コード」の必須化に関して		
1 – 1	率」を一意に指定するためのものと認識している。これについては、発信	「税区分コード」は中小企業共通EDIコード表で定義しています。中小企業 共通EDIコード表は中小企業共通EDIガイドブック<付表1>として公開され ます。消費税対応コード表はまだ検討中なので、標準ver.3では実装を「任 意」としています。今後、標準化の検討を継続して実施します。	無
1 - 2	は行番号91)は任意項目で良い(※)と思われる。 ※適格請求書/区分記載請求書への「税率」の記載要件は業務アプリ側で	消費税の適格請求書等保存方式では「税率」「税額」のインボイスへの印字を必須としています。しかし、軽減税率対応の区分記載請求書等保存方式ではこれらの印字は求めていないので、中小企業共通EDI標準ver.3では「税率」「税額」は任意情報項目に変更します。ただし、適格請求書等保存方式に適合する電子インボイスを、中小企業共通EDIで利用できるようにするための調査・研究を今後行い、「税率」「税額」情報項目必須化の要否を検討します。	有
2	細部は行番号140) について、たとえば以下のようなEDIデータが送信されてきた場合に、受信側の業務アプリで正しく取り込んで集計するために、消費税額の再計算ロジックが必要となり得る。 ・ヘッダ部と明細部でそれぞれ税抜き、税込みの指定が異なる取引データ・明細部に税抜き、税込みの明細が混在している取引データ	ご指摘のような混乱が生じることは好ましくないので、標準仕様を変更します。 具体的には見積回答、注文、注文回答、出荷案内の各メッセージについては明細部における「税計算方式」情報項目を削除し、ヘッダ部の「税計算方式」情報項目で、「外税」「内税」の識別を行うことにします。  ただし、「請求」メッセージについては、一括請求書と個別請求書のいずれの方式にもこのメッセージを使用しており、一括請求書として利用する場合は明細部において「外税」「内税」の指定が必要になるため、明細部の「税計算方式」情報項目の削除はいたしません。 「検収」「支払通知」の各メッセージについても同様の使い方をするため、明細部の「税計算方式」情報項目は削除せず、利用法を項目定義で規定します。	有

番号	意見の概要	意見に対する考え方	修正
3	<付表1>請求メッセージの「(参照)文書タイプコード」の必須化につ	消費税の適格請求書等保存方式ではインボイスに規定の印字を求めていま	
	いて	す。また複数の帳票を組み合わせて規定の印字を行えばインボイスとして認	
	請求メッセージ行番号35「文書タイプコード」が必須項目として変更	めるとの通達も出ており、多様なインボイス形式が利用されると予想されて	
	(ver.2では任意項目)になっているが、その意図や必要性が分からない。	います。このため今後中小企業共通EDIを利用した電子インボイスを実用化	有
	現在市場に流通している業務アプリでは保有しているはずのない項目であ	するためには、交換文書のタイプを識別できるようにしておくことが必要に	
	り、これを必須化することは業務アプリの認証対応の遅れを助長するだけ	なります。ただし、現時点では本件は検討過程にあるため、標準ver.3では	
	ではないか?	「(参照)文書タイプコード」は任意情報項目に変更します。	
	ドキュメントの改善要望	中小企業共通EDIの変更履歴についての考え方は次の通りです。	
	<付表1>および<付表2>	①変更履歴は変更の大きな流れについて記載	
		②明細の変更(特に別表)については行ごとに、変更の有無を明示	
4	今後のバージョンアップ時においては改訂履歴に、変更が加わった情報項	変更履歴に明細の変更をすべて記載すると、膨大なものになり、大きななが	無
4	目(取引プロセス、行番号)を具体的に明示していただきたい。各表に	れが見えなくなる。また明細の変更履歴と重複することになり、かえって使	ж
	「制定/改定」欄はあるが、全ページの該当箇所を目視で確認しなければ	いにくくなる危険性があります。	
	ならず、見落としのリスクが生じるため。	上記のような理由から、意見公募の記載方式のままとさせていただきます。	

番号	意見の概要	意見に対する考え方	修正
5-1	トのメッセージ」に規定されており、「5. 6. 共通EDIプロバイダと連携補完アプリとの相互連携仕様」でもレベル2業務アプリと同様の仕様となっていますが、現段階ではXMLフォーマットで入出力可能な業務アプリケーションは事実上普及していない、と想定しています。補完アプリの最も重要な役割は、送受信UIの提供だと考えております。そこで、初回認証においては、連携補完アプリにおいて共通EDIプロバイダのエージェント機能を使用した連	利用した共通CSVフォーマットによる連携を可とする規定を、標準ver.3に追加します。 具体的には共通EDIプロバイダとレベル2業務アプリの連携を次のいずれかのフォーマットのメッセージで行うことに変更します。 ①国連CEFACT準拠XMLフォーマット ②共通CSVフォーマット 連携補完アプリはレベル2業務アプリと同等の仕様で共通EDIプロバイダと連携する規定となっているため、連携補完アプリについても連動して変更を	有
5 -2	共通EDIプロバイダと業務アプリ間連携のための共通APIに関して また、メッセージフォーマットのみ規定されていても通信手段が任意では、 参画する業務アプリケーション側が混乱する原因となります。早急に業務ア プリケーションと共通EDIプロバイダ間の共通APIの策定が必要だと認識して います。	今後、中小企業共通EDIに対応するEDIプロバイダや業務アプリが増加してくると、現状の個別仕様による相互連携規定のままでは、相互連携性の確認に要する手間が飛躍的に増加してしまいます。これを避けるために共通EDIプロバイダと業務アプリ間を連携する共通APIを標準化することは、大変望まれるところです。関係者による共通API開発が早期に実現することを期待しています。	無

番号	意見の概要	意見に対する考え方	修正
6	連携補完アプリと共通EDIプロバイダ間の連携仕様に関して 「共通EDIプロバイダ(以下ESP)」と「連携補完アプリ」間の連携が 「国連CEFACT準拠XMLメッセージ」となっておりますが、連携をCSVでも可能にする旨の変更を希望いたします。 現在、弊社では自社製品を「連携補完アプリ」の認証登録を目指して、機能追加や改修を行っており、ESPとの連携については各ESPの提供するAgentを挟んでCSV連携で進めています。 これは、現在各ESPの提供するXML用APIがそれぞれ独自のもので、共通APIが存在しないためです。 共通APIが存在しないためです。 共通APIが開発されるまで、Agentと組み合わせたCSV連携を標準に追加頂けないでしょうか? 本件について2社のESPベンダ様にもご相談して、問題ないとの回答を頂いています。	上記の「5-1」「5-2」でお答えします。	有
7	【認証要件への意見】連携補完アプリ、レベル2業務アプリと共通EDIびロバイダの連携仕様について  kintone で業務アプリを作成している者です。 kintone から 共通 EDI プロバイダにデータを送受信する際、 https 接続により R EST 型POST GET で XML 形式のデータを送受信することを想定しております。 しかし、現状の 共通 EDI プロバイダ は 上記のサービス を 提供 していないため、別方法での連携が必要との認識です。 そこで、現状 EDI プロバイダとの連携 に関して、既に提供されている機能で CSV による連携が 現実的であると考えられ、「レベル2業務アプリ」、「連携 補完サービス」 ともに中小企業共通 EDI 標準で規定される CSV によるデータ連携を 認証対象として 頂けると 良いと思います。	上記の「5-1」「5-2」でお答えします。	有